

中城村有機農業推進事業業務委託提案競技募集要領

第1 業務の概要

本募集要項は、「中城村有機農業推進事業業務委託」（以下、「本業務」という。）の提案競技に関し、提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。

1 業務名

中城村有機農業推進事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本事業の実績が良好であると認められ、かつ令和9年度以降も本事業が継続されるときは、1年単位で契約を更新することがある。

3 業務目的

国は2025年を目標に、全耕地面積の4分の1を有機農業の取り組み農地とすることを目標としている。有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないため土壌環境や生態系を守ることができSDGsの重要性が高い現在のニーズに沿っている。また、化学肥料の使用は原料を海外に依存しているため、生産コストの上昇に繋がる要因の一つとなっている。これらのことから、環境に配慮した持続可能な農業生産と安定した食料供給実現のため、有機農業を推進する必要がある。そのため、本村に適した有機農業実施計画の策定や有機栽培技術指導、販路の確保等が求められる。

そこで、本村の現状や課題の調査を実施し結果に基づいた施策の提案等の業務を委託する。

4 企画提案内容等

(1) 基本仕様書 資料1のとおり

(2) 審査基準 資料2のとおり

(3) 業務委託予算上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案価格が業務委託予算上限額を超える場合は、失格となる。

(4) 企画提案書

「第1.4 企画提案内容等 (1) (2)」及び「第2.5 企画提案書提出」を基に企画提案書を作成すること。

(5) 特記事項

ア 「(1) 基本仕様書」を実施するための必要経費は、全て「(3) 業務委託予算上限額」に含まれるものとして見積書に記載すること。

イ 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等、権利関係については、受託者において処理することを前提に提案すること。

ウ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

第2 プロポーザル概要

1 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本社がある者、または支社、支店、営業所等がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立てをした者にあつては、更生計画が認可されていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生 手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (5) 中城村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当する者でないこと。

2 事業者選定までのスケジュールスケジュール

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 8 年 6 月 3 日（水） |
| (2) 質問締切 | 令和 8 年 6 月 9 日（火）17 時 |
| (3) 申込締切 | 令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時 |
| (4) 参加辞退 | 令和 8 年 6 月 22 日（月） |
| (5) 提案締切 | 令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和 8 年 7 月 1～3 日（予定） |
| (7) 事業者決定 | 令和 8 年 7 月 上旬（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和 8 年 7 月 上旬（予定） |

3 質問及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、提案競技質問書（様式 1）を提出すること。

(2) 質問の方法

「13 担当者連絡先」へ電子メールにて送信すること。

期限までに質問がない場合は、「質問なし」とみなす。

※件名欄に【有機農業推進事業業務委託提案競技】と記入すること。質問内容については、参加申込み及び企画提案に関する書類の記載方法並びに仕様書の内容等に関するものに限る。

(3) 質問の回答

前項による質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、6月12日(金)までに参加事業者すべて電子メールにて回答する。

4 参加申込方法

本件に参加を希望する事業者は、基本仕様書等を熟読のうえ、以下により申込みすること。

- (1) 申込締切 6月17日(水)17時(必着)
- (2) 受付場所 「13 担当者連絡先」
- (3) 提出方法 電子メールまたは郵送(郵送の場合は必着)すること。

※ 持参する場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※ 郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

- ① 提案競技参加申込書(様式2)
- ② 会社概要(任意様式、事業概要が分かるパンフレット等でも可)
- ③ 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

- ④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

- ⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 沖縄県内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市町村発行の納税証

明のうち「市町村税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)

⑦ 誓約書(様式3)

注1) 様式3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

(5) 提出部数 各1部

(6) 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、6月22日(月)17時までに「13 担当者連絡先」宛に電子メール又は郵送により参加辞退届(様式5)を提出すること。

5 企画提案書提出

参加資格者は、以下に定める提案書を提出期限までに各7部(正本1部・副本6部)提出すること。なお、正本(1部)以外はコピー可とする。

(1) 提出締切 6月26日(金)17時(必着)

(2) 受付場所 「13 担当者連絡先」

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は必着)すること。電子メールでの提出は不可とする。

※ 持参する場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※ 郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

本提案競技に参加する事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。なお、すべての書類について、正本以外は提案事業者が分からないようにしたうえで、当方から知らせる各事業者名を識別するための記号(A社、B社等)を記載すること。

① 企画提案書 任意様式

・「資料1 基本仕様書」4 業務内容(1)から(4)に記載する項目全てについて提案すること。

・本業務を円滑に運営するための実施体制について提案すること。

② 見積書

・履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額を記載すること。

- ・経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③ 業務実績表（様式 6）

- ・同種又は類似業務以外でも実績がある場合は提出すること。
- ・事業者名、押印なし

(5) その他

- ・提案書の作成及び提出に係る費用は、提案書を提出する参加資格者（以下「提案者」という。）の負担とする。
- ・提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとす
る。

6 プレゼンテーション

参加対象者のプレゼンテーション（提案内容の説明及びヒアリング）を以下のとおり行う。

- (1) 日時 令和 8 年 7 月 1～3 日 午後（予定）
- (2) 説明 時間は 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分程度 ※準備も説明時間に含む）
出席者は 1 団体 2 名までとする。
- (3) 審査選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考する。
- (4) 選考結果通知

プレゼンテーション日から一週間を目途に電子メールで通知する。なお、電話による結果の問い合わせは受け付けない。

(5) その他

プロジェクター及びスクリーンについては、中城村において準備するが、その他のプレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。

7 審査の概要

(1) 審査方法

審査は事業提案書その他関係資料、プレゼンテーションの内容等を総合的に考慮し、村が設置する提案競技選考委員会において行う。委員ごとに各審査項目の評価・採点を行い、最も得点の高い提案者を契約候補者とする。なお、最高得点者が同じ場合は、提案競技選考委員会で協議のうえ決定する。

(2) 審査基準

「資料 2 審査基準」のとおり

8 提案書類の取扱い

- (1) 提案書類の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4) 選考された提案は、村との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (5) 提出書類は、中城村情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、公開の対象となる。

9 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

10 契約の締結

選考委員会で選考された契約候補者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

11 その他留意事項

- (1) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (2) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (3) 企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止する。

12 添付資料

(1) 資料

資料1：基本仕様書

資料2：審査基準

(2) 様式

様式1：提案競技質問書

様式2：提案競技参加申込書

様式3：誓約書

様式4：参加辞退届

様式5：業務実績表

13 担当者連絡先

〒901-2414 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

中城村役場 産業振興課 担当：比嘉、仲松

電話番号：098-895-2163

メール：中城村 産業振興課 代表アドレス <nourin@vill.nakagusuku.lg.jp>